

飲用井戸等の衛生対策について

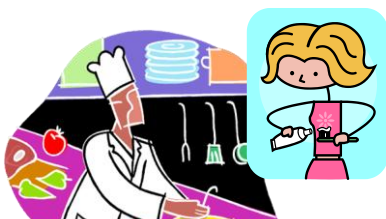
「飲用井戸等」＝ 地下水、表流水や湧水を水源として飲用に利用する施設



市では、地下水や表流水、湧水を水源として飲用に利用する施設（飲用井戸等）を適正に管理し、汚染時に適切な対応ができるよう「飲用井戸等衛生対策要領」を定めています。

このパンフレットは、飲用井戸等の設置者や管理者が衛生的に管理するために必要な内容や汚染事故発生時の対応についてまとめたものです。

ご不明な点等は、市環境課にお問い合わせください。



☆飲用とは、飲み水としての利用のほか、炊事用、洗面用など口に入る水の利用をいいます。

日常の管理のポイント



1 汚染を防ぎましょう

- (ア) 水源の周辺に人や動物が立ち入らないように、柵などを設けましょう。
- (イ) 水源や水槽等の設備や周辺を定期的に清掃し、清潔に保ちましょう。
- (ウ) 設備や給水管等の施設に破損、亀裂及び漏水がないか、著しい劣化がないか一年に1回以上点検しましょう。
- (エ) 必要に応じて塩素消毒をしましょう。



2 水の状態を確認しましょう

毎日

透明なガラスコップに水をくみ、異常（色、濁り、味、におい）がないか確認をしましょう。

年1回

専門機関で水道法水質基準のうち11項目等の水質検査を行いましょう。
※青色の項目(11項目)+周辺の水質結果等から判断して必要な項目

初めて
検査する時

専門の検査機関で水道法水質基準のうち必要な項目について水質検査を行いましょう。
※青色の項目+白色の項目+黄色の項目



塩素剤による消毒をしている場合のみ黄色の項目も検査

水質検査の項目は右のページをご覧ください

検査機関

多くの機関で水質検査を受けることができますが、その一例を紹介します。その他の機関については、市にお尋ねください。

- ☆申し込み方法 予約不要。直接窓口（人吉保健所内）に申し込みください。
- ☆受付時間 毎月 第2、第3木曜日 午前9時～午前11時
- ☆料金 6,400円 細菌 理化学検査 ※右表の青色の項目(11項目)

☆注意事項

- ① 検体は検査当日の水を専用容器に採取してください。専用容器は人吉球磨食品衛生協会（人吉保健所内）で貸し出しを行っています。
- ② 容器を検査する水で十分洗浄しすすいでください。
- ③ 検査の水は、5分以上流した後に採取したほうが、より正確な結果が得られます。

☆問い合わせ先 人吉球磨食品衛生協会（人吉保健所内） 電話 22-3792

検査結果等に関する事で、ご不明な点はお問い合わせください。

	項目	基準	備考			
健康に関する項目	1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	細菌		
	2	大腸菌	検出されないこと			
	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	金属類		
	4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下			
	5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下			
	6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下			
	7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下			
	8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下			
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		無機物質・無機化合物	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下			
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下			
	12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下			
	13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下			
	有機物質	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	有機物質	
		15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び	0.04mg/L以下		
		17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		
		18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		
		19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		
		20	ベンゼン	0.01mg/L以下		
		21	塩素酸	0.6mg/L以下		消毒副生成物
		22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		
		23	クロロホルム	0.06mg/L以下		
		24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下		
		25	ジブromokロロメタン	0.1mg/L以下		
		26	臭素酸	0.01mg/L以下		
		27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		
		28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下		
		29	ブromokジクロロメタン	0.03mg/L以下		
		30	ブromokホルム	0.09mg/L以下		
		31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		
水道水が有すべき性状に関連する項目	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	無機物質・無機化合物		
	33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下			
	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下			
	35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下			
	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下			
	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下			
	38	塩化物イオン	200mg/L以下			
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下			
	40	蒸発残留物	500mg/L以下	その他		
	有機物質	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	有機物質	
		42	ジェオスミン 注1	0.00001mg/L以下		
		43	2-メチルイソボルネオール 注1	0.00001mg/L以下		
		44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		
		45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下		
		46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下		
		47	pH値	5.8以上8.6以下		その他
		48	味	異常でないこと		
		49	臭気	異常でないこと		
50		色度	5度以下			
51		濁度	2度以下			

注1 水源が湖沼等水の停滞しやすい表流水の場合に検査する項目

汚染事故が起きたとき

色、にごり、においや味などに異常を感じたり、水質検査の結果、水質基準に不適合な項目のあった場合やその他の有害物質が高濃度で検出された場合は次の通り対応してください。

1 直ちに使用を停止する

- (ア) 直ちに飲用井戸等の使用を停止してください。
- (イ) 飲用井戸等の使用者に汚染の状況を連絡し、使用停止を周知してください。

2 直ちに市に通報する

- (ア) 市に通報し、汚染調査や代替水の確保など対応をご相談ください。
- (イ) 水質検査の結果に異常があったときも市にご相談ください。
- (ウ) 市が汚染状況を把握するための調査を実施する場合にはご協力ください。



3 飲用井戸等の復旧を行う

- (ア) 汚染原因を究明後、必要な改善措置を講じてください。
- (イ) 水質検査を行うなど安全であることを確認してから飲用に使用しましょう。



近隣で飲用井戸等の汚染事故があった場合

- (ア) 飲用を中止し、水質検査を行ってください。
- (イ) 水質検査の結果、問題のないことを確認してから飲用を再開してください。
- (ウ) 水質検査を実施する際には、市に検査項目等をご相談ください。



市にご連絡ください

汚染事故や困ったことが起こった時には、市にご連絡ください。
飲用井戸等の施設の修繕や更新等には市から助成金を受けることができる場合がありますので、工事等を依頼する前にご相談ください。

人吉市市民部環境課 〒868-8601 人吉市麓町16番地

電話 0966-22-2111

FAX 0966-24-7869

